

# 国際教養大学特別研究員規程

平成 22 年 9 月 1 日  
理 事 長 決 定  
規 程 第 2 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の特別研究員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、特別研究員とは、学術の発展に寄与することを目的として行う教育、研究または社会貢献に係る活動を本学又は本学以外の教育研究機関で行う者をいう。

(選定基準)

第 3 条 特別研究員は、本学の教員に相当する身分を有する者またはこれに相当する研究業績を有する者で、広く大学の教育、研究または社会貢献上有意義な活動に従事することができる者を選定する。

(選定手続)

第 4 条 特別研究員の選定は、本人の経歴、業績、資質等に基づき学長が行い、理事長が任命する。

(身分)

第 5 条 特別研究員は、国際教養大学学則第 7 条第 2 項に規定する非常勤教員とする。

(就業条件等)

第 6 条 本学における労働に関する給与、労働時間、休日等の就業条件については、国際教養大学非常勤教員就業規程を準用する。本学以外の教育研究機関における労働については、当該教育研究機関の諸規程、当該国の法令に拠る。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。